平成２２年（フ）第１１９号
埼玉県熊谷市曙町２丁目48番地３、破産申立時の住所埼玉県熊谷市新島389番地２
破産者　新井　政司
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５９０号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番14―1424号座間東原共同住宅
破産者　小林　　徹
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０号
札幌市西区八軒３条西４丁目３番10―47号、破産手続開始時の住所北海道足寄郡足寄町南４条３丁目10番地１
破産者　盛永　　互
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
仙台市太白区中田６丁目８番18―202号、開始決定時の住所仙台市太白区西中田７丁目８番６―104号
破産者　佐藤　正芳
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
横浜市中区寿町３―10―３　大和荘707号室、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区常盤台54番17号
破産者　平野　忠司
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８０号
静岡県浜松市中区中島２丁目６番27―１号、前住所静岡県浜松市南区米津町2950番地の10
破産者　市川　　保
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第３４号
福岡県筑後市大字中折地253番地２
破産者　太田黒興七
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１８２号
長崎県大村市田下町332番地２、前住所長崎県大村市黒丸町514番地１
破産者　橋本　良博
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
石川県加賀市上河崎町255―５、住民票上の住所石川県鳳珠郡穴水町字麦ケ浦ロの91番地
破産者　清水　進治
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１５９２号
大阪府寝屋川市初町７番16号
破産者　株式会社山田工務店
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年９月８日午後３時30分
平成23年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９３号
大阪府寝屋川市三井南町30番１―601号、前住所大阪府寝屋川市東香里園町12番15号
破産者　オトワこと　山田　俊治
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年９月８日午後３時30分
平成23年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２号
三重県四日市市別名６丁目１番18号
破産者　トーカイ精研株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
2　一般調査期日　平成23年10月27日午後２時30分
平成23年７月22日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
三重県四日市市別名６丁目１番18号
破産者　亡水谷正勝相続財産
1　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
2　一般調査期日　平成23年10月27日午後２時30分
平成23年７月22日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
広島県山県郡安芸太田町大字松原１番地１
破産者　新田　柳子
1　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
2　一般調査期日　平成23年10月28日午後２時
平成23年７月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７７号
北海道江別市野幌屯田町37番地の11
破産者　宇野明則こと　金　　明則
1　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月25日午後３時
平成23年７月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６号
埼玉県富士見市山室２丁目11番３号　レオパレスｙａｎａｇｉ102
破産者　田中　良明
1　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
2　一般調査期日　平成23年10月５日午後１時30分
平成23年７月20日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８５号
埼玉県川越市大字砂新田406番地27
破産者　村野きよ子
1　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
2　一般調査期日　平成23年10月５日午前11時40分
平成23年７月20日
さいたま地方裁判所川越支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２４６２号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番13―908号
破産者　人見　邦夫
異議申述期間　平成23年９月14日まで
平成23年７月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６１号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名1970番地５
破産者　三角　龍二
異議申述期間　平成23年９月22日まで
平成23年７月22日　　宮崎地方裁判所破産係